

2017年6月8日策定
2020年10月15日改訂
2025年3月7日改訂
筑波大学附属坂戸高等学校長

筑波大学附属坂戸高等学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、保護者や他の関係者との連携を図りながら、いじめを行わない、いじめを放置しない良好な環境を作り出すとともに、いじめ発生時には早期発見と速やかな措置により再発防止に努める。

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下の①～④全てに該当する事象をいじめに該当すると判断する。いじめに該当する事案については、全件、組織的対応を行う。

- ① 行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も生徒であること
- ② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

重大事態を以下のように判断する。

- 1 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 いじめ防止のための基本的な取組と措置

いじめ防止のため『人権教育推進・いじめ防止対策委員会』を設置し、未然防止、早期発見、発見したいじめに対する措置、重大事態発生に対する措置（以下の(1)～(4)）を全校体制で行う。委員会は月に2回（企画運営委員会の開催日）開催する。

『人権教育推進・いじめ防止対策委員会』

* 日常での構成員

校長、副校長、生徒指導部長、養護教諭、進路指導部長、教務部長、研究部長、学年主任

＊ いじめ発見時の構成員

上記に、当該生徒に係わる担任、関係教員（部顧問等）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、附属学校教育局指導教員が委員会に加わる。

(1)未然防止のための取組

人格形成の過程にあり社会性が未熟な生徒たちが過ごす学校では、全ての生徒が被害者ばかりでなく加害者としていじめに関わる可能性がある。その防止の第一歩は、学校生活の中で他者の能力と個性を尊重しながら自らの存在にも自信を持ち、互いに「かけがえのない関係」を築くことである。「学業」、「学校行事」、「課外活動等」を通して、以下のように取り組む。

① 魅力ある授業づくり

生徒が主体的に授業に参加し、他者とともに自らの能力が高まり成長していることを自覚できるような授業づくりを推進する。

② HR 活動や生徒会活動の充実

約40名の組織である学級での活動を通して、他者との関わり方、集団での自己の役割、自由と規律の大切さを学び、互いに高めあうことができる良好な人間関係を構築する。

生徒会行事では、同じ目的を持って主体的に企画・運営し、協働作業の喜びやリーダーシップとフォロアシップの大切さを体験する。

③ 部活動や委員会活動の充実

同じ目的を持った異学年の生徒たちが主体的に取り組む様々な活動を通して、協働作業の喜びや教えあい学びあうことの大切さを体験する。

④ 悩みを一人で抱えない体制づくり

スクールカウンセラーや養護教諭、支援コーディネーター、附属学校教育局と連携して、悩みを抱えた生徒の相談窓口を用意し、安心して学校生活を送ることができるような体制づくりを図る。

⑤ 定期的な啓発活動

学期に1回程度以上、全校集会等で、人権を守ることの大切さやいじめに関する基本的な考え方について講話を行う。また、日常のホームルームなどでも継続して、人権を守る意識の涵養を図る。

(2)早期発見のための取組

本校は自由、自律、自覚の下、生徒の主体性を重視した教育を目標に掲げている。そのため、生徒たちは様々な場面で個人の能力と個性が触れ合いながら成長していく。人格形成の途中段階にある感受性豊かな高校生においては、他者との触れ合いが互いの存在を尊重し「かけがえのない関係」に発展することが大いに期待できる反面、社会性の未熟さから「いじめの芽」を生み出す可能性も否定できない。全教職員がこの認識を持ち、いじめの早期発見に努める。

① 『学校生活及びいじめ防止アンケート』の実施（6月、10月、1月 対象：生徒）

年に3回『学校生活及びいじめ防止アンケート』を実施し、各生徒のこころの健康状態等を調べる。得られた回答とそのデータ（個人情報）には十分に注意を払うとともに支援委員会（参照⑦）、スクールカウンセラーや附属学校教育局とも連携し、いじめの早期発見に努める。

② 個人面談の実施（定期的・随時 対象：生徒・保護者）

定期的（4月、7月、11月）な各生徒や各保護者との個人面談を通して、生徒個人の学校生活の実態を把握するとともに、些細な「いじめの芽」にも注意を払い、いじめの早期発見に努める。気になる生徒の場合は、随時個人面談を実施する。

- ③ カウンセリング・コンサルテーション（毎週月曜日、水曜日 12：00～18：00 対象：希望者）
 スクールカウンセラーと連携し、悩みを抱えた生徒や気になる生徒とのカウンセリング、その保護者とのコンサルテーションを通して、いじめの早期発見に努める。場合によっては、附属学校教育局の教育相談室等を活用する。
- ④ 『学校あんしん推進相談室窓口』等の活用（随時）
 各附属学校教員（生徒指導部長等）、附属学校教育局職員による相談員、各附属学校のスクールカウンセラーが相談窓口を開設している。全生徒とその家庭に相談窓口の存在を周知させ活用を促す。また、埼玉県教育委員会のホームページに開設してある「いじめ通報窓口」の存在についても周知する。
- ⑤ 年次会（週1回 年次担任団）
 担当年次生徒の学校生活の状況や保護者からの情報を集約しその後の指導を検討する。その中で、些細な「いじめの芽」にも注意を払い、いじめの早期発見に努める。
- ⑥ 生徒指導部会（生徒指導部）
 いじめ防止への本校の基本方針や組織づくりに関して、現状を分析し評価するとともに、本校や他校の事例を踏まえ常に改善を検討する。
 授業や保健室等での様子を含めて各生徒の情報を集約し、いじめの早期発見に努める。
- ⑦ 支援委員会（支援教育コーディネーター、教務部長、生徒指導部長、養護教諭、年次支援担当）
 支援が必要な生徒に対しての対応とともに、いじめの問題についても検討する。
- ⑧ 職員会議（校長以下全教職員）
 いじめ防止への本校の取組に関して、全教職員の共通認識と周知徹底を図る。さらに、全教職員が共有すべき事例について具体的に報告し、いじめ防止の推進を図る。
- ⑨ 保護者会・入学候補者説明会
 「学校いじめ防止基本方針」を文書で配布し、保護者に対して学校としてのいじめに関する基本的な考え方を丁寧に説明し、学校と家庭が協力して諸課題に対応することについて理解を求める。

(3) 発見したいじめに対する措置

生徒本人や保護者からの相談、他の生徒からの通報、教職員の目撃等で、いじめの事実があると思われる場合は、特定の教員で抱え込み、判断するのではなく、『人権教育推進・いじめ防止対策委員会』が組織として以下の対応に当たる。

- ・事実確認と判断：当事者や関係者から事情を聴取し、情報を整理して事実の有無を判断する。
- ・対応措置の判断：いじめの早期解消のため、支援と指導の方針や教職員の役割分担を決定する。
- ・いじめを受けた生徒とその保護者に対して支援する。
- ・いじめを行った生徒に対して指導し、その保護者に対して助言する。
- ・いじめが起きた集団に対して、いじめを放置しないよう指導する。
- ・重大事態（(4)参照）であるかどうかを判断し、その後の対応と措置を講じる。

(4) 重大事態発生に対する措置

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態が発生したものとして次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、附属学校教育局に速やかに報告する。
- ・附属学校教育局と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署等と連携して対処する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒とその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5)いじめ防止等のための教職員研修

各学期に1回以上、いじめの対応に係る教職員の指導力やいじめが発生した場合の認知向上のための教職員研修を行う。いじめに関する研修では必要に応じて外部専門家等を講師とした研修も適宜実施する。

(6)「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の評価

生徒・保護者に対して実施する学校評価アンケートにおいて、本校のいじめ防止の取組に関する評価項目を設定する。また、年度ごとに公表している学校評価（自己評価）においても学校のいじめ防止の取組に関する評価項目を設定する。それぞれの評価をもとに、いじめ防止の取組について改善を図る。取組に関しては、学校評議員会議においても報告する。

3 いじめ防止のための校内体制（組織図）

